

一般社団法人南アルプス市観光協会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人南アルプス市観光協会定款第25条の規定に基づき
役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 報酬等は、常勤の理事のみに支給する。ただし、公認会計士又は税理士の資格
を有する監事が、協会の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は支給す
ることができる。

2 前項の理事、監事に対して支給する報酬等は報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事の報酬は、毎月16日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たる
ときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土
曜日でない日)に支給する。

2 前第2条第1項に規定する監事に対しての報酬は、その都度支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の
額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基
礎として日割りによって計算する。

4 第1項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月ま
での報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

役職名	報酬の額
専務理事	月額 300,000円
監事(公認会計士又は税理士)	日額 30,000円以内